令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 5	府省庁名 経済産業省
対象科	担	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目		個人から上場ベンチャーファンドへの投資促進に係る税制措置の創設
要望内(概要		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 上場ベンチャーファンドとは、東京証券取引所のベンチャーファンド市場に上場する、ミドル・レイター 期を含むスタートアップを主な投資対象とする投資法人を指す。
		・特例措置の内容 個人がミドル・レイター期を含むスタートアップに投資を行うことができる環境を整備するため、東京証券取引所のベンチャーファンド市場に上場する投資法人に対する個人からの投資等に対して、税制上の優遇措置を創設する。
関係条	文	地方税法第32条第2項、313条第2項
減小見込		[初年度] – (–) [平年度] – (–) [改正増減収額] – (単位:百万円)
要望理	曲	(1)政策目的 ミドル・レイター期を含むスタートアップに対する個人による上場ベンチャーファンドを通じた投資を促進することで、スタートアップが非上場のまま大規模な資金調達を行い、ユニコーン企業へと成長できる環境を整備することを目的とする。
		(2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題 などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに 生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。 これまで、創業期のスタートアップにおける資金調達については、エンジェル税制による優遇措置なども 含めて一定の環境整備が進められているところ、ユニコーン企業として飛躍的な成長を遂げるために必要な、ミドル・レイター期の大規模な資金調達が可能な環境の整備については、資金の出し手が少なく大きな課題 となっている。 そこで、2,000 兆円を超える規模の個人金融資産の一部をスタートアップ・エコシステムに振り向けることにより、ミドル・レイター期へのスタートアップの資金供給の担い手を創出することが適当である。 ここで、個人がミドル・レイター期のスタートアップに直接投資を行うことは求められる資金量や株主管 理の観点等から困難であるため、個人の資産を集約する投資ビークルを有効活用すべきであるところ、非上 場企業に投資する投資法人のための市場として東京証券取引所のベンチャーファンド市場が存在する。しか
		し、当該ベンチャーファンド市場における上場銘柄は過去に2銘柄存在していたのみでありその役割を十分 に果たせているとは言えないところ、税制上の優遇措置を新たに創設することにより、その活用を促進し、 ミドル・レイター期を含めたスタートアップに対する個人からの資金調達環境を整備したい。
本要望 対応す 縮減:	ゟ	-

		1. 経済構造改革の推進
合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 (9個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国の WCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置 (投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税) が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。 VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性 (VCT からの買戻し制度) や情報開示 (四半期)にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム (日本版 VCT) の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。
	政策の 達成目標	える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成 5 か年計画、2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)
	税負担軽減措	_
	置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額:9,459億円 (令和5年7月14日時点、出典:INITIAL)
有効性	要望の措置の 適用見込み	_
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	個人によるスタートアップへの投資に対する他の税制として、エンジェル税制がある。 エンジェル税制は、特に資金の集まりにくい創業初期のスタートアップに対する個人投資家 からの投資を促進するため、設立年数等の一定要件を満たす特定新規中小企業者に投資を行っ た個人に対して、所得税の優遇を行うもの。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	

上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
要望の措置の 妥当性	本施策は、個人から上場ベンチャーファンドを通じた、主にミドル・レイター期のスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
税負担軽減措置等の 適用実績 -	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	_